

屋外広告物の掲出に関する基準 地区別一覧

区分	景観計画重点地区										
	グループI				グループII		グループI	グループI	グループII	グループI	グループI
	①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区										
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	②平和大通り沿道地区	③縮景園周辺地区	④リバーフロント・シーフロント地区	⑤不動院周辺地区	⑥広島東照宮・国前寺周辺地区	
広島市景観計画に定める地区ごとの景観形成の方針	平和記念公園と平和大通り等の道路、橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図る。	世界遺産である原爆ドームのバッファゾーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図る。	世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図る。	平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図る。	平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図る。	戦災復興により整備された本市を代表する通りとして、緑と沿道の街並みの調和した景観を形成する。	縮景園のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。	美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観を形成する。	不動院のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。	広島東照宮や国前寺などの歴史的建造物群により醸し出される雰囲気と調和した良好な景観を形成する。	
景観形成広告整備地区への指定	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区			

区分	許可基準	景観計画重点地区									
		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	②平和大通り沿道地区	③縮景園周辺地区	④リバーフロント・シーフロント地区	⑤不動院周辺地区	⑥広島東照宮・国前寺周辺地区
広告物の設置高さの制限	許可基準	10m以下	10m以下	10m以下	10m以下	20m以下	10m以下	10m以下	20m以下	7m以下	10m以下
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準	緩和基準A	緩和基準A	緩和基準A	緩和基準B	緩和基準C	緩和基準B	緩和基準B	緩和基準C	緩和基準B	緩和基準B
表示内容	表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）
	表示形式	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個
	文字の大きさ	縦1.2m以下	縦1.2m以下	縦1.2m以下	縦1.2m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦1.2m以下	縦1.2m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦1.2m以下	縦1.2m以下
	商標・Pマークの大きさ	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下
	色彩	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下
	照明	照明は行わない	照明は行わない	照明は行わない	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	—（照明方法は問わない）	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	—（照明方法は問わない）	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること
壁面利用広告物の総量規制	許可基準	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	〔壁面の面積（20㎡以下、以下同じ）が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下	〔壁面の面積（20㎡以下、以下同じ）が180㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下（60㎡まで可） 〔壁面の面積が180㎡超〕 表示面積の合計が60㎡に壁面の面積の180㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は60㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（7㎡以下）の1/5以下かつ20㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10㎡以下）の1/5以下かつ30㎡以下
	誘導基準	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が10以下（表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が10以下（表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）
屋上広告物の設置の制限	許可基準	10m超不可	10m超不可	10m超不可	10m超不可	20m超不可	10m超不可	10m超不可	20m超不可	7m超不可	10m超不可
	誘導基準	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	縮景園、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	河川・港湾から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	
広告内容の規制等	許可基準	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	—（規制なし）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	—（規制なし）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）
	誘導基準	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	平和大通りから見える場所（高さ10m以下）にはビル名称等又は店名のみ掲出可。	原則として縮景園から見える場所には広告物を掲出しない。	河川・港湾から見える場所（高さ10メートル超）には、ビル名称等と緩和基準Bを満たすもののみ掲出可。 河川・港湾から見える場所（高さ10メートル以下）にはビル名称等又は店名のみ掲出可（地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下であるものに限り（表示面積2㎡以下の広告は対象外））。		
点滅等	許可基準	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。	—（規制なし）	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。			
	誘導基準	河川・港湾から見える場所には点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない。									
その他	許可基準	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。
	誘導基準										

- 凡例・備考 1 許可基準 … 広島市屋外広告物条例施行規則別表第3に定める景観計画の区域内における屋外広告物の許可基準
 誘導基準 … 景観形成広告整備地区（広島市屋外広告物条例第12条）の広告物景観形成指針による屋外広告物の誘導基準（適合努力義務あり）
- 2 壁面利用広告物の総量規制 … 建築物又は工作物（標、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物）の1壁面に表示できる広告物の総量（表示面積の合計）の壁面の面積（設置高さの制限がある場合は高さ制限以下の部分に限る。）に対する割合及び上限値。総量規制の割合で算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで広告物の掲出が可能。また、表示面積が1㎡以下の広告物及び掲出期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物については総量の算定に含めない。（壁面利用広告物としない。）「壁面利用広告物」とは、建築物の壁面等を利用して掲出する広告物（屋上に設置する広告塔及び平看板を含み、突出し看板及び気球広告を除く。）及び標、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物の壁面等に掲出する広告物をいう。
- 3 色彩 … マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める色相、明度及び彩度の色の三属性）による。「暖色系」は0Rから5Yまでの色相、「寒色系」はその他の色相をいい、「地色」とは広告物の表示面積の3分の1以上の部分で使用する色をいう。
- 4 リバーフロント・シーフロント地区のエリアと他の景観計画重点地区が重なるエリアについては、重複する他の景観計画重点地区の許可基準を適用する。（合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。）

区 分	景観計画重点地区以外								
	グループⅠ	グループⅡ	グループⅠ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	
	⑦広島城・中央公園地区	⑧西風新都地区	⑨広島駅新幹線口地区		⑩広島駅南口地区	⑪広島市民球場周辺地区	⑫都心幹線道路沿道地区	⑬宇品みなと地区	グループⅢ 一般区域
広島市景観計画に定める地区ごとの景観形成の方針	都心に立地する多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成する。	緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりを進める。	二葉の里歴史の散歩道に面するエリア(二葉の里歴史の散歩道から2.5メートル以内)と、新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観を形成する。		二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア(二葉の里歴史の散歩道から2.5メートル超)と、新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観を形成する。	再開発や駅前広場の再整備により新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観を形成する。	広島市民球場等の既存施設や周辺に新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、活力とにぎわいのある新たな景観を形成する。	都心にふさわしい風格とにぎわいのある良好な街並み景観を形成する。	みなとににぎわいを創出し、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観を形成する。
景観形成広告整備地区への指定									

広告物の設置高さの制限	許可基準	10m以下	20m以下	10m以下	20m以下	20m以下	20m以下	20m以下	20m以下	20m以下	— (規制なし)
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準	緩和基準B	緩和基準C	緩和基準B	緩和基準C	緩和基準C	緩和基準C	緩和基準C	緩和基準C	緩和基準C	
表示内容	表示形式	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号(Pマーク)	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号(Pマーク)	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	
	表示形式	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に箱文字又は直塗り等で表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	建築物の壁面に掲出するもの(表示形式は問わない)	
	文字の大きさ	縦1.2m以下	— (表示面積は20㎡以下)	縦1.2m以下	— (表示面積は20㎡以下)						
	商標・Pマークの大きさ	縦横それぞれ2.4m以下	— (表示面積は20㎡以下)	縦横それぞれ2.4m以下	— (表示面積は20㎡以下)						
	色彩	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下	
	照明	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	— (照明方法は問わない)	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	— (照明方法は問わない)						
壁面利用広告物の総量規制	許可基準	表示面積の合計が壁面の面積(10m以下)の1/5以下かつ30㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積(10m以下)の1/5以下かつ30㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	〔壁面の面積(20m以下、以下同じ)が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下(100㎡まで可) 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	表示面積の合計が壁面面積(壁面全体)の1/3以下(上限なし)
	許可基準	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下(表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が暖色系8以下、寒色系6以下(表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	地色の彩度が10以下(表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	— (規制なし)
屋上広告物の設置の制限	許可基準	10m超不可	20m超不可	10m超不可	20m超不可	20m超不可	20m超不可	20m超不可	20m超不可	20m超不可	— (規制なし)
	誘導基準										
広告内容の規制等	許可基準	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可(表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	— (規制なし)	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可(表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外)	— (規制なし)	— (規制なし)					
	誘導基準										
点滅等	誘導基準										
その他	誘導基準										